

福井県報

第 26 号
令和元年
8月2日(金)
火・金曜日 発行
1月1,890円 郵送料共

目次

規則

規則 (※は、県例規集登載事項)

※福井県事務委任規則の一部を改正する規則 (一九・人事課) ……………一

※里親委託等取扱規則の一部を改正する規則 (二〇・子ども家庭課) ……………三

※建築基準法施行細則および建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則の一部を改正する規則 (二一・建築住宅課) ……………三

告示
○国土調査の成果の認証 (一一三・農村振興課) ……………三

訓令
※福井県出先機関事務決裁規程の一部を改正する訓令 (一六・人事課) ……………三

公告
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施 (三件・県立病院) ……………五

○基本測量の実施 (土木管理課) ……………一

○令和元年度屋外広告物等講習会の開催 (都市計画課) ……………一一

正誤
○令和元年七月十六日福井県公告(土地改良区の役員の就任) (丹南農林総合事務所) ……………一二

福井県事務委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年八月二日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第十九号

福井県事務委任規則の一部を改正する規則

福井県事務委任規則(昭和四十四年福井県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第二土木事務所長(敦賀土木事務所長および小浜土木事務所長を除く。)の部土木部建築住宅課関係の款第一項第一号中「第六条の二第五項」の下に「(法第八十七条第一項、第八十七条の四ならびに第八十八条第一項および第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第二号中「第六条の二第六項」の下に「(法第八十七条第一項、第八十七条の四ならびに第八十八条第一項および第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第三号中「第七条の二第六項」の下に「(法第八十七条の四および第八十八条第一項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第五号中「第七条の六第一項第一号」の下に「(法第八十七条

の四ならびに第八十八条第一項および第二項において準用する場合を含む。)」を、「第十八条第二十四項第一号」の下に「(法第八十七条の四ならびに第八十八条第一項および第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第六号中「第七条の六第三項」の下に「(法第八十七条の四ならびに第八十八条第一項および第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第七号中「第七条の六第四項」の下に「(法第八十七条の四ならびに第八十八条第一項および第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第八号中「第九条第一項」の下に「(法第八十八条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。)」を加え、同項第九号から第十号までの規定中「第十条第四項」の下に「および第八十八条第一項から第三項まで」を加え、同項第十二号中「第九条第十項」の下に「(法第八十八条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。)」を加え、同項中第二十九号を第四十二号とし、第二十八号を第四十一号とし、同号の前に次の二号を加える。

39 法第九十条の三(法第八十七条の四において準用する場合を含む。)の規定に基づき、工事中における建築物の安全上の措置等に関する計画の届出を受理すること。

加え、同号を同項第三十八号とし、同号の前に次の五号を加える。

40 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第三百三十七條の十六第一項第二号の規定に基づき、建築物の移転について支障がないと認めること。

33 法第八十六条の八第六項(法第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、工事の全体計画の認定および変更の認定を取り消すこと。

41 別表第二土木事務所長(敦賀土木事務所長および小浜土木事務所長を除く。)の部土木部建築住宅課関係の款第一項第二十七号中「第九十条の二第一項」の下に「(法第八十七条の四において準用する場合を含む。)」を加え、同項第三号中「第九十条の二第二項」の下に「(法第八十七

34 法第八十七条の二第一項の規定に基づき、用途の変更に伴う工事の全体計画の認定をすること。

42 別表第二土木事務所長(敦賀土木事務所長および小浜土木事務所長を除く。)の部土木部建築住宅課関係の款第一項第二十六号中「第八十六条の八第五項」の下に「(法第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同号を同項第三十二号とし、同項第二十五号中「第八十六条の八第四項」の下に「(法第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第三十一号とし、同号の前に次の二号を加える。

35 法第八十七条の三第三項の規定に基づき、引き続き災害救助用建築物または公益的建築物として使用することの許可の申請を受理すること。

43 別表第二土木事務所長(敦賀土木事務所長および小浜土木事務所長を除く。)の部土木部建築住宅課関係の款第一項第二十六号中「第八十六条の八第五項」の下に「(法第八十七

36 法第八十七条の三第四項の規定に基づき、引き続き災害救助用建築物または公益的建築物として使用することの許可をすること。

44 別表第二土木事務所長(敦賀土木事務所長および小浜土木事務所長を除く。)の部土木部建築住宅課関係の款第一項第二十六号中「第八十六条の八第五項」の下に「(法第八十七

37 法第八十七条の三第五項の規定に基づき、建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用することの許可をすること。

45 別表第二土木事務所長(敦賀土木事務所長および小浜土木事務所長を除く。)の部土木部建築住宅課関係の款第一項第二十七号中「第九十条の二第一項」の下に「(法第八十七

38 法第八十六条の八第三項(法第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第三十一号とし、同号の前に次の二号を加える。

46 法第八十六条の八第一項の規定に基づき、工事の全体計画の認定をすること。

29 法第八十六条の八第一項の規定に基づき、工事の全体計画の認定をすること。

47 法第八十六条の八第三項(法第八十七

30 法第八十六条の八第三項(法第八十七

の四において準用する場合を含む。)」を

条の二第二項において準用する場合を含

む。)の規定に基づき、工事の全体計画の変更の認定をすること。

別表第二土木事務所長(敦賀土木事務所長および小浜土木事務所長を除く。)の部土木部建築住宅課関係の款第一項中第二十四号を第二十八号とし、第二十号から第二十三号までを四号ずつ繰り下げ、同項第十九号中「第十二条第八項」の下に「(法第八十八条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。)」を加え、同号を同項第二十三号とし、同号の前に次の三号を加える。

20 法第十二条第五項(法第八十八条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。))の規定に基づき、建築物の敷地等に関する報告を求めること。

21 法第十二条第六項(法第八十八条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。))の規定に基づき、帳簿等の提出を求めること。

22 法第十二条第七項(法第八十八条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。))の規定に基づき、建築物等に立ち入り、検査等を行うこと。

別表第二土木事務所長(敦賀土木事務所長および小浜土木事務所長を除く。)の部土木部建築住宅課関係の款第一項第十八号中「第十二条第三項」の下に「(法第八十八条第一項および第三項において準用する場合を含む。)」を加え、同号を同項第十七号とし、同項第十五号中「第十条第二項」の下に「(法第八十八条

第一項および第三項において準用する場合を含む。)」を加え、同号を同項第十六号とし、同項第十四号中「第十条第一項」の下に「(法第八十八条第一項および第三項において準用する場合を含む。)」を加え、同号を同項第十五号とし、同号の前に次の一号を加える。

14 法第九条の四(法第八十八条第一項および第三項において準用する場合を含む。))の規定に基づき、保安上危険な建築物等の所有者等に対して必要な指導および助言をすること。

別表第二の二嶺南振興局長の部土木部建築住宅課関係の款第一項第一号中「第六条の二第五項」の下に「(法第八十七条第一項、第八十七条の四ならびに第八十八条第一項および第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第二号中「第六条の二第六項」の下に「(法第八十七条第一項、第八十七条

の四ならびに第八十八条第一項および第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第三号中「第七条の二第六項」の下に「(法第八十七条の四ならびに第八十八条第一項および第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第五号中「第七条の六第六項」の下に「(法第八十七条の四および第八十八条第一項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第五号中「第七条の六第一項第一号」の下に「(法第八十七条の四ならびに第八十八条第一項および第二項において準用する場合を含む。)」を、

「第十八条第二十四項第一号」の下に「(法第八十七条の四ならびに第八十八条第一項および第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第六号中「第七条の六第三項」の下に「(法第八十七条の四ならびに第八十八条第一項および第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第二項において準用する場合を含む

。)」を加え、同項第七号中「第七条の六第四項」の下に「(法第八十七条の四ならびに第八十八条第一項および第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第八号中「第九条第一項」の下に「(法第八十八条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。)」を加え、同項第九号から第十一号までの規定中「第十条第四項」の下に「および第八十八条第一項から第三項まで」を加え、同項第十二号中「第九条第十項」の下に「(法第八十八条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。)」を加え、同項中第三十六号を第四十九号とし、第三十五号を第四十八号とし、同号の前に次の二号を加える。

46 法第九十条の三(法第八十七条の四において準用する場合を含む。))の規定に基づき、工事中における建築物の安全上の措置等に関する計画の届出を受理すること。

47 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第百三十八号)第百三十七条の十六第一項第二号の規定に基づき、建築物の移転について支障がないと認めること。

別表第二の二嶺南振興局長の部土木部建築住宅課関係の款第一項第三十四号中「第九十条の二第一項」の下に「(法第八十七条の四において準用する場合を含む。)」を加え、同号を同項第四十五号とし、同号の前に次の五号を加える。

40 法第八十六条の八第六項(法第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。))の規定に基づき、工事の全体計画の認定および変更の認定を取り消すこと

41 法第八十七条の二第一項の規定に基づき、用途の変更に伴う工事の全体計画の

認定をすること。

42 法第八十七条の三第三項の規定に基づき、引き続き災害救助用建築物または公益的建築物として使用することの許可の申請を受理すること。

43 法第八十七条の三第四項の規定に基づき、引き続き災害救助用建築物または公益的建築物として使用することの許可をすること。

44 法第八十七条の三第五項の規定に基づき、建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用することの許可をすること。

別表第二の二嶺南振興局長の部土木部建築住宅課関係の款第一項第三十三号中「第八十六条の八第五項」の下に「(法第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同号を同項第三十九号とし、同項第三十二号中「第八十六条の八第四項」の下に「(法第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同号を同項第三十八号とし、同号の前に次の二号を加える。

36 法第八十六条の八第一項の規定に基づき、工事の全体計画の認定をすること。

37 法第八十六条の八第三項(法第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。))の規定に基づき、工事の全体計画の変更の認定をすること。

別表第二の二嶺南振興局長の部土木部建築住宅課関係の款第一項中第三十一号を第三十五号とし、第二十号から第三十号までを四号ずつ繰り下げ、同項第十九号中「第十二条第八項」の下に「(法第八十八条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。)」を加え、同号を同項第二十三号とし、同号の前に次の三号を加える。

20 法第十二条第五項(法第八十八条第一

項から第三項までにおいて準用する場合を含む。)の規定に基づき、建築物の敷地等に関する報告を求めること。

21 法第十二条第六項(法第八十八条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。)の規定に基づき、帳簿等の提出を求めること。

22 法第十二条第七項(法第八十八条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。)の規定に基づき、建築物等に立ち入り、検査等を行うこと。

別表第二の二嶺南振興局長の部土木部建築住宅課関係の款第一項第十八号中「第十二条第三項」の下に「(法第八十八条第一項および第三項において準用する場合を含む。)」を加え、同号を同項第十九号とし、同項第十七号中「第十二条第一項」の下に「(法第八十八条第一項および第三項において準用する場合を含む。)」を加え、同号を同項第十八号とし、同項第十六号中「第十条第三項」の下に「(法第八十八条第一項および第三項において準用する場合を含む。)」を加え、同号を同項第十七号とし、同項第十五号中「第十条第二項」の下に「(法第八十八条第一項および第三項において準用する場合を含む。)」を加え、同号を同項第十四号中「第十条第一項」の下に「(法第八十八条第一項および第三項において準用する場合を含む。)」を加え、同号を同項第十五号とし、同号の前の次の一号を加える。

14 法第九条の四(法第八十八条第一項および第三項において準用する場合を含む。)(の規定に基づき、保安上危険な建築物等の所有者等に対して必要な指導および助言をすること。

この規則は、公布の日から施行する。

里親委託等取扱規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年八月二日 福井県知事 杉本 達治 福井県規則第二十号

里親委託等取扱規則の一部を改正する規則(平成十三年福井県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。 様式第四号中「5 児童福祉法第34条の20第1項第4号に該当」を削る。

この規則は、公布の日から施行する。

建築基準法施行細則および建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年八月二日 福井県知事 杉本 達治 福井県規則第二十一号

建築基準法施行細則および建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則の一部を改正する規則 (建築基準法施行細則の一部改正) 第一条 建築基準法施行細則(昭和四十七年福井県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項および第三条の二中「別表第七号」を「別表第八号」に改める。 第三条の三第一項第十三号中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改める。 第十二条第一項第一号中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に、「末日まで」を「末日まで」に改める。 第十三条第一項中「および道路位置指定

通知書(様式第九号の二)」を削り、同条第二項中「同項の道路位置指定通知書の指定通知欄に所要の記載をしたもの」を「道路位置指定通知書(様式第九号の二)」に改める。

第十七条第一項第一号中「第一条の三第一項の表二(三十)項」を「第一条の三第一項の表二(二十九)項」に改め、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、法第四十八条第十六項第一号に規定する特例許可を申請する場合においては、第一号に掲げる図書の添付を要しない。

第二十一条の二を次のように改める。

第二十一条の二 省令第十条の二十三第六項に規定する知事が規則で定める図書および書類は、次に掲げるものとする。

- 一 第四条各号(第三号を除く。)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める図書
- 二 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類
- イ 申請に係る建築物の計画が法第六条の三第一項に規定する構造計算適合性判定が必要となる場合
- 法第六条の三第七項の適合判定通知書またはその写し
- ロ 申請に係る建築物の計画が法第十八条第四項に規定する構造計算適合性判定が必要となる場合
- 法第十八条第十項の適合判定通知書またはその写し

第二十四条の二第一項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。 様式第四号中注2を削り、注3を注2とし、注4を注3とする。

規則の一部改正)

第二条 建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則(昭和二十六年福井県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第四十八条第十六項」を「第四十八条第十七項」に改める。

第七条中「口頭」の下に「または書面」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

福井県告示第113号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年8月2日

福井県知事 杉本 達治

- 調査を行った者の名称 あわら市
- 調査を行った期間 平成28年7月から平成30年7月まで
- 調査を行った地域 あわら市大守組田木IIの一部
- 成果の名称 あわら市(大字細田木IIの一部)の地籍図および地籍簿
- 認証年月日 令和元年8月2日

訓令

福井県訓令第16号

各出先機関

福井県出先機関事務決裁規程の一部を改正

する訓令を次のように定める。

令和元年8月2日

福井県知事 杉本 達治

福井県出先機関事務決裁規程の一部を
改正する訓令

福井県出先機関事務決裁規程（昭和50年
福井県訓令第4号）の一部を次のように改正
する。

別表第1土木事務所の部第8項中第3号を
第4号とし、第2号の次に次の1号を加える
。
(3) 法第48条第16項第1号の規定によ
る特例許可に關すること。

別表第1丹南土木事務所鯖江丹生土木部
の部第7項中第3号を第4号とし、第2号の次
に次の1号を加える。

(3) 法第48条第16項第1号の規定によ
る特例許可に關すること。

別表第1の2敦賀土木事務所、小浜土木事
務所または敦賀港湾事務所の部第30項第1
号中「第6条の2第5項」の次に「（法第8
7条第1項、第87条の4ならびに第88条
第1項および第2項において準用する場合を
含む。）」を加え、同項第2号中「第6条の
2第6項」の次に「（法第87条第1項、第
87条の4ならびに第88条第1項および第
2項において準用する場合を含む。）」を加
え、同項第3号中「第7条の2第6項」の次
に「（法第87条の4ならびに第88条第1
項および第2項において準用する場合を含む
。）」を加え、同項第4号中「第7条の4第
6項」の次に「（法第87条の4および第8
8条第1項において準用する場合を含む。）
」を加え、同項第5号中「第7条の6第1項
第1号」の次に「（法第87条の4ならびに
第88条第1項および第2項において準用す
る場合を含む。）」を、「第18条第24項

第1号」の次に「（法第87条の4ならびに
第88条第1項および第2項において準用す
る場合を含む。）」を加え、同項第6号中「
第7条の6第3項」の次に「（法第87条の
4ならびに第88条第1項および第2項にお
いて準用する場合を含む。）」を加え、同項
第7号中「第7条の6第4項」の次に「（法
第87条の4ならびに第88条第1項および
第2項において準用する場合を含む。）」を
加え、同項第8号中「第9条第1項」の次に
「（法第88条第1項から第3項までにおい
て準用する場合を含む。）」を加え、同項第
9号から第11号までの規定中「第10条第
4項」の次に「および第88条第1項から第
3項まで」を加え、同項第12号中「第9条
第10項」の次に「（法第88条第1項から
第3項までにおいて準用する場合を含む。）
」を加え、同項中第36号を第49号とし、
第35号を第48号とし、同号の前に次の2
号を加える。

(46) 法第90条の3（法第87条の4にお
いて準用する場合を含む。）の規定に基
づき、工事中における建築物の安全上の
措置等に関する計画の届出を受理するこ
と。

(47) 建築基準法施行令（昭和25年政令第
338号）第137条の16第1項第2
号の規定に基づき、建築物の移転につい
て支障がないと認めること。

別表第1の2敦賀土木事務所、小浜土木事
務所または敦賀港湾事務所の部第30項第3
4号中「第90条の2第1項」の次に「（法
第87条の4において準用する場合を含む。
）」を加え、同号を同項第45号とし、同号
の前に次の5号を加える。

(48) 法第86条の8第6項（法第87条の
2第2項において準用する場合を含む。

）」の規定に基づき、工事の全体計画の認
定および変更の認定を取り消すこと。
(41) 法第87条の2第1項の規定に基づき
、用途の変更に伴う工事の全体計画の認
定をすること。

(42) 法第87条の3第3項の規定に基づき
、引き続き災害救助用建築物または公益
的建築物として使用することの許可の申
請を受理すること。

(43) 法第87条の3第4項の規定に基づき
、引き続き災害救助用建築物または公益
的建築物として使用することの許可をす
ること。

(44) 法第87条の3第5項の規定に基づき
、建築物の用途を変更して一時的に興行
場等として使用することの許可をす
ること。

別表第1の2敦賀土木事務所、小浜土木事
務所または敦賀港湾事務所の部第30項第3
3号中「第86条の8第5項」の次に「（法
第87条の2第2項において準用する場合を
含む。）」を加え、同号を同項第39号とし
、同項第32号中「第86条の8第4項」の
次に「（法第87条の2第2項において準用
する場合を含む。）」を加え、同号を同項第
38号とし、同号の前に次の2号を加える。
(48) 法第86条の8第1項の規定に基づき
、工事の全体計画の認定をすること。
(47) 法第86条の8第3項（法第87条の
2第2項において準用する場合を含む。
）」の規定に基づき、工事の全体計画の変
更の認定をすること。

別表第1の2敦賀土木事務所、小浜土木事
務所または敦賀港湾事務所の部第30項中第
31号を第35号とし、第20号から第30
号までを4号ずつ繰り下げ、第19号中「第
12条第8項」の次に「（法第88条第1項

から第3項までにおいて準用する場合を含む
。）」を加え、同号を同項第23号とし、同
号の前に次の3号を加える。

(20) 法第12条第5項（法第88条第1項
から第3項までにおいて準用する場合を
含む。）の規定に基づき、建築物の敷地
等に関する報告を求めること。

(21) 法第12条第6項（法第88条第1項
から第3項までにおいて準用する場合を
含む。）の規定に基づき、帳簿等の提出
を求めること。

(22) 法第12条第7項（法第88条第1項
から第3項までにおいて準用する場合を
含む。）の規定に基づき、建築物等に立
ち入り、検査等を行うこと。

別表第1の2敦賀土木事務所、小浜土木事
務所または敦賀港湾事務所の部第30項第1
8号中「第12条第3項」の次に「（法第8
8条第1項および第3項において準用する場
合を含む。）」を加え、同号を同項第19号
とし、同項第17号中「第12条第1項」の
次に「（法第88条第1項および第3項にお
いて準用する場合を含む。）」を加え、同号
を同項第18号とし、同項第16号中「第1
0条第3項」の次に「（法第88条第1項お
よび第3項において準用する場合を含む。）
」を加え、同号を同項第17号とし、同項第
15号中「第10条第2項」の次に「（法第
88条第1項および第3項において準用する
場合を含む。）」を加え、同号を同項第16
号とし、同項第14号中「第10条第1項」
の次に「（法第88条第1項および第3項に
おいて準用する場合を含む。）」を加え、同
号を同項第15号とし、同号の前に次の1号
を加える。

(14) 法第9条の4（法第88条第1項およ
び第3項において準用する場合を含む。

)の規定に基づき、保安上危険な建築物等の所有者等に対して必要な指導および助言をすること。

附 則

この訓令は、令和元年8月2日から施行する。

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則(平成7年福井県規則第82号)第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年8月2日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務(以下「調達役務」という。)の名称および数量

福井県立病院清掃業務委託(本棟その

1) 一式

(2) 委託内容

入札説明書および仕様書(以下「入札説明書等」という。)による。

(3) 契約期間

令和元年10月1日(火)から令和4年9月30日(金)まで(3年間)

(4) 履行場所

福井県福井市四ツ井2丁目8番1号
福井県立病院

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約(政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。)に係る競争入札参加資格(以下「資格」という。)について別に知事が行う審査により認定を受けた者(この公告の日から開札

の日時までに資格の認定を受けた者を含む。)で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けていないこと。

(3) 医療法(昭和23年法律第205号)

第15条の3第2項に基づく医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の15に規定する基準に適合している者であること。

(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号および第5号または第5号および第8号に掲げる事業について福井県知事の登録を受けている者であること。

(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第1項に掲げる事業について、福井県知事の許可を受けている者であること。

(6) 受託業務の責任者との連絡体制が完備している者であり、かつ、受託業務の責任者に連絡をしてから1時間以内に清掃や苦情対応等に着手できる者であること。

(7) 清掃業務に従事する作業員については、当該業務の仕様書に掲げる資格要件に該当すること。

(8) 高所作業に従事する作業員については、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第59条に規定する特別教育を受けている者であること。

(9) 一般財団法人医療関連サービスマーケティングに関する医療関連サービスマーケティング制度による認定を受けている者であること。

ーク制度による認定を受けている者であること。

(10) 平成26年4月1日以降において、許可病床数500床以上の病院(医療法第1条の5第1項に規定する病院をいう。)の清掃業務を継続して12か月以上にわたり元請として誠実に履行した実績を有する者であること。

(11) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更正手続開始の申立てまたは破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

(12) 福井県に納付すべき県税(全税目)に滞納がない者であること。

(13) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員

に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(以下「電子入札システム」という。)を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により、電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合限り、紙入札承認願を契約担当者に提出し、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付等に関する事項

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所およびこの入札に関する問合せ先

〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8番1号
福井県立病院経営管理課利用環境サー

ビス室

電話 0776-57-2944

(2) 入札説明書等の交付期間

令和元年8月2日(金)から令和元年8月19日(月)まで(福井県の休日を定める条例(平成元年福井県条例第2号)第1条に規定する県の休日(以下「休

日」という。)を除く。)の8時30分から16時まで

- (3) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書(電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者(以下「紙入札者」という。))にあっては、入札説明書に定めた様式)を次のとおり提出し、この入札に関して福井県の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和元年8月2日(金)から令和元年8月19日(月)まで(休日を除く。)

の8時30分から16時まで

(2) 申請書等の提出方法

ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するＩＣカードは、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのＩＣカード情報を福井県の電子入

札システムに利用者登録したものとす

る。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

提出期間内に、次の提出先に郵送(民間事業者を含む。)または持参して提出すること。郵送による場合には、簡易書留郵便その他の配達記録が残るものを利用すること。

(提出先)

〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8番1号
福井県立病院経営管理課利用環境サービス室

(3) 資格の確認の通知

資格の確認は、電子入札システムを使用して通知する。紙入札者に対しては、書面により通知する。

6 入札書の提出方法、提出期間、開札日時および開札場所

おおよび開札場所

(1) 入札書の提出方法

ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者

5(2)アと同様とする。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

下記(ウ)からの要領で作成し、持参または郵送すること(郵送の場合は、簡易書留郵便その他の配達記録が残るものを利用すること。)

(ウ) 外封筒および内封筒の二重封筒とする。

(イ) 入札書を、当該入札案件の名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先(電話番号、フレックス番号)を記載し、「入札書在中」と朱書した内封筒に封入すること。

(ウ) (イ)により作成した内封筒を、入札書の提出先、当該入札案件名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先(電話番号、フレックス番号)を記載し「入札書在中」と朱書した外封筒に封入すること。

提出場所
5(2)イ提出先に同じ。

(2) 入札書の提出期間

令和元年9月17日(火) 8時30分

から17時まで

令和元年9月18日(水) 8時30分

から16時まで(必着)

(3) 開札日時

令和元年9月19日(木) 9時

(4) 開札場所

福井県立病院中会議室1

7 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、36か月分の見積額を36で除した額の110分の100に相当する額、いわゆる月額(消費税および地方消費税は含まない。)とする。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって

落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額(月額)の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札金額は、調達役に要する一切の諸費用を含むものとする。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達役務の予定価格の制

限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 契約に関する事務を担当する部局の名称

おおよび所在地

〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8番1号

福井県立病院経営管理課利用環境サービス室

電話 0776-57-2944

10 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語ならびに通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県病院事業財務規則(昭和39年福井県規則第13号)第75条において準用する福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)の規定による。

(3) 入札の無効

福井県病院事業財務規則第75条において準用する福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号)第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告する

こと。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがある。

(6) 2に記載する「別に知事が行う審査」

を申請する時期と場所

ア 申請者の受付時期

休日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県会計局会計課総務第三グループ

ア

電話 0776-20-0253

(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は入札説明書等による。

1.1 Summary

(1) Nature and quantity of the service

to be required

Cleaning and other duties for Fukui

Prefectural Hospital (main buildings

part 1)

(2) Date, time of bidding

9:00 AM 19th September 2019

(3) Period of contract

From 1st October 2019 to 30th

September 2022

(4) Contact point for the notice

Property management division, Fukui

Prefectural Hospital, 2-8-1 Yotsui, Fukui

city, Fukui prefecture, 910-8526, Japan.

TEL 0776-57-2944

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年8月2日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務（以下「調達役務」という。）の名称および数量

福井県立病院清掃業務委託（本棟その

2）一式

(2) 委託内容

入札説明書および仕様書（以下「入札

説明書等」という。）による。

(3) 契約期間

令和元年10月1日（火）から令和4

年9月30日（金）まで（3年間）

(4) 履行場所

福井県福井市四ツ井2丁目8番1号

福井県立病院

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、

特定調達契約（政府調達に関する協定の適

用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）

に係る競争入札参加資格（以下「資格」と

いう。）について別に知事が行う審査によ

り認定を受けた者（この公告の日から開札

の日時までに資格の認定を受けた者を含む

。）で、次に掲げる条件をすべて満たすも

のとすること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第

16号）第167条の4に規定する者で

ないこと。

(2) 入札の日において現に福井県の指名停

止措置を受けている者でないこと。

(3) 医療法（昭和23年法律第205号）

第15条の3第2項に基づく医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準に適合している者であること。

(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号および第5号または第5号および第8号に掲げる事業について福井県知事の登録を受けている者であること。

(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項に掲げる事業について、福井県知事の許可を受けている者であること。

(6) 受託業務の責任者との連絡体制が完備

している者であり、かつ、受託業務の責

任者に連絡をしてから1時間以内に清掃

や苦情対応等に着手できる者であること

。

(7) 清掃業務に従事する作業員については

、当該業務の仕様書に掲げる資格要件に

該当すること。

(8) 高所作業に従事する作業員については

、労働安全衛生法（昭和47年法律第5

7号）第59条に規定する特別教育を受

けている者であること。

(9) 一般財団法人医療関連サービス振興会

の清掃業務に関する医療関連サービス

ア制度による認定を受けている者であ

ること。

(10) 平成26年4月1日以降において、許

可病床数500床以上の病院（医療法第

1条の5第1項に規定する病院をいう。

）の清掃業務を継続して12か月以上に

わたり元請として誠実に履行した実績を

有する者であること。

(11) 民事再生法（平成11年法律第225

号）の規定による再生手続開始の申立て

、会社更生法（平成14年法律第154

号）の規定による更正手続開始の申立て

または破産法（平成16年法律第75号

）の規定による破産手続開始の申立てが

行われている者でないこと。

(12) 福井県に納付すべき県税（全税目）に

滞納がない者であること。

(13) 次のアからオまでのいずれにも該当し

ない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者

を、法人である場合にはその役員また

はその支店もしくは常時契約を締結す

る事務所を代表する者をいう。以下同

じ。）が暴力団員（暴力団員による不

当な行為の防止等に関する法律（平成

3年法律第77号）第2条第6号に規

定する暴力団員をいう。以下同じ。）

である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為

の防止等に関する法律第2条第2号に

規定する暴力団をいう。以下同じ。）

または暴力団員が経営に実質的に関与

している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者

の不正の利益を図る目的または第三者

に損害を加える目的をもって、暴力団

または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員

に対して資金等を供給し、または便宜

を供与するなど直接的もしくは積極的

に暴力団の維持運営に協力し、または

関与している者

オ 役員等が、暴力団または暴力団員と

社会的に非難されべき関係を有して

いる者

3 電子入札の実施

10 その他

- (1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語ならびに通貨
日本語および日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金および契約保証金
福井県病院事業財務規則(昭和39年福井県規則第13号)第75条において準用する福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)の規定による。
- (3) 入札の無効
福井県病院事業財務規則第75条において準用する福井県財務規則第151条の規定による。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置
ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号)第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。
なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがある。
- (6) 2に記載する「別に知事が行う審査」を申請する時期と場所
ア 申請者の受付時期
休日を除き、随時申請を受け付ける

。

- イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先
〒910-8580
福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県会計局会計課総務第三グループ
ア
電話 0776-20-0253
(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は入札説明書等による。
1.1 Summary
(1) Nature and quantity of the service to be required
Cleaning and other duties for Fukui Prefectural Hospital (main buildings part 2)
(2) Date, time of bidding
9:30 AM 19th September 2019
(3) Period of contract
From 1st October 2019 to 30th September 2022
(4) Contact point for the notice
Property management division, Fukui Prefectural Hospital, 2-8-1 Yotsui, Fukui city, Fukui prefecture, 910-8526, Japan.
TEL 0776-57-2944
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則(平成7年福井県規則第82号)第4条の規定により、次のとおり公告する。
- 令和元年8月2日
福井県知事 杉本 達治
1 一般競争入札に付する事項
(1) 調達をする特定役務(以下「調達役務

」という。)の名称および数量

- 福井県立病院清掃業務委託(こころの医療センター病棟) 一式
 - (2) 委託内容
入札説明書および仕様書(以下「入札説明書等」という。)による。
 - (3) 契約期間
令和元年10月1日(火)から令和4年9月30日(金)まで(3年間)
 - (4) 履行場所
福井県福井市四ツ井2丁目8番1号
福井県立病院
- 2 入札に参加する者に必要な資格
この入札に参加することができる者は、特定調達契約(政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。)に係る競争入札参加資格(以下「資格」という。)について別に知事が行う審査により認定を受けた者(この公告の日から開札の日時まで資格の認定を受けた者を含む。)で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。
 - (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
 - (3) 医療法(昭和23年法律第205号)第15条の3第2項に基づく医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の15に規定する基準に適合している者であること。
 - (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号および第5号または第5号および第8号に掲げる事業について福井県知事の登録を受けている者

であること。

- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第1項に掲げる事業について、福井県知事の許可を受けている者であること。
- (6) 受託業務の責任者との連絡体制が完備している者であり、かつ、受託業務の責任者に連絡をしてから1時間以内に清掃や苦情対応等に着手できる者であること。
- (7) 清掃業務に従事する作業員については、当該業務の仕様書に掲げる資格要件に該当すること。
- (8) 一般財団法人医療関連サービス振興会の清掃業務に関する医療関連サービスアーク制度による認定を受けている者であること。
- (9) 平成26年4月1日以降において、許可病床数200床以上の病院(医療法第1条の5第1項に規定する病院をいう。)の清掃業務を継続して12か月以上にわたり元請として誠実に履行した実績を有する者であること。
- (10) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更正手続開始の申立てまたは破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (11) 福井県に納付すべき県税(全税目)に滞納がない者であること。
- (12) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結す

る事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは間接的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(以下「電子入札システム」という。)を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により、電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができず、紙入札承認願を契約担当者に提出し、紙入札承認願を契約担当者に提出し、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行

うことができる。

4 入札説明書等の交付等に関する事項

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所およびこの入札に関する問合せ先

〒910-8526
福井県福井市四ツ井2丁目8番1号
福井県立病院経営管理課利用環境サービス室
電話 0776-57-2944

(2) 入札説明書等の交付期間

令和元年8月2日(金)から令和元年8月19日(月)まで(福井県の休日を含める)を定める(平成元年福井県条例第2号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)の8時30分から16時まで

(3) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書(電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者(以下「紙入札者」という。))にあっては、入札説明書に定めた様式)を次のとおり提出し、この入札に関して福井県事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和元年8月2日(金)から令和元年8月19日(月)まで(休日を除く。)

(2) 申請書等の提出方法

ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

提出期間内に、次の提出先に郵送(民間事業者を含む。)または持参して提出すること。郵送による場合には、簡易書留郵便その他の配達記録が残るものを利用すること。

(提出先)

〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8番1号
福井県立病院経営管理課利用環境サービス室

(3) 資格の確認の通知

資格の確認は、電子入札システムを使用して通知する。紙入札者に対しては、書面により通知する。

6 入札書の提出方法、提出期間、開札日時および開札場所

(1) 入札書の提出方法

ア 電子入札システムによりこの入札に

参加しようとする者

5(2)アと同様とする。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

下記(ア)から(イ)の要領で作成し、持参または郵送すること(郵送の場合は、簡易書留郵便その他配達記録が残るものを利用すること。)

(ア) 外封筒および内封筒の二重封筒とすること。

(イ) 入札書を、当該入札案件の名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先(電話番号、ファックス番号)を記載し、「入札書在中」と朱書した内封筒に封入すること。
(ウ) (イ)により作成した内封筒を、入札書の提出先、当該入札案件名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先(電話番号、ファックス番号)を記載し「入札書在中」と朱書した外封筒に封入すること。

(エ) 提出場所

5(2)イ提出先と同じ。

(2) 入札書の提出期間

令和元年9月17日(火)8時30分から17時まで

令和元年9月18日(水)8時30分

から16時まで(必着)

(3) 開札日時

令和元年9月19日(木)10時

(4) 開札場所

福井県立病院中会議室1

7 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、36か月分の見積額を36で除いた額の110分の10に相当する額、いわゆる月額(消費税および地方消費税は含まない。)とする。

<p>落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額(月額)の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>なお、入札金額は、調達業務に要する一切の諸費用を含むものとする。</p> <p>8 落札者の決定に関する事項</p> <p>この入札に係る調達業務の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。</p> <p>9 契約に関する事務を担当する部署の名称および所在地</p> <p>〒910-8526 福井県福井市四ツ井2丁目8番1号 福井県立病院経営管理課利用環境サービ ス室 電話 0776-57-2944</p> <p>10 その他</p> <p>(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語ならびに通貨</p> <p>日本語および日本国通貨とする。</p> <p>(2) 入札保証金および契約保証金</p> <p>福井県病院事業財務規則(昭和39年福井県規則第13号)第75条において準用する福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)の規定による。</p> <p>(3) 入札の無効</p> <p>福井県病院事業財務規則第75条において準用する福井県財務規則第151条</p>	
<p>の規定による。</p> <p>(4) 契約書作成の要否</p> <p>要</p> <p>(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置</p> <p>ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号)第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。</p> <p>イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。</p> <p>なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがある。</p> <p>(6) 2に記載する「別に知事が行う審査」を申請する時期と場所</p> <p>ア 申請者の受付時期</p> <p>休日を除き、随時申請を受け付ける。</p> <p>イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先</p> <p>〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17番1号 福井県会計局会計課総務第三グループ</p> <p>ブ 電話 0776-20-0253</p> <p>(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は入札説明書等による。</p> <p>11 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the service</p>	
<p>to be required</p> <p>Cleaning and other duties for Fukui Prefectural Hospital(psychosis buildings)</p> <p>(2) Date, time of bidding</p> <p>1000 AM 19th September 2019</p> <p>(3) Period of contract</p> <p>From 1st October 2019 to 30th September 2022</p> <p>(4) Contact point for the notice</p> <p>Property management division, Fukui Prefectural Hospital, 2-8-1 Yotsui, Fukui city, Fukui prefecture, 910-8526, Japan.</p> <p>TEL 0776-57-2944</p> <p>測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき、令和元年7月19日に国土地理院より基本測量の実施についての通知があったので、同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。</p> <p>令和元年8月2日</p> <p>福井県知事 杉本 達治</p> <p>1 測量計画機関の名称</p> <p>国土地理院</p> <p>2 作業の種類</p> <p>基本測量 電子基準点現地調査</p> <p>3 作業の期間</p> <p>令和元年7月29日から令和元年10月24日まで</p> <p>4 作業の地域</p> <p>福井市</p> <p>福井県屋外広告物条例(昭和39年福井県条例第45号)第38条第1項の規定に基づき、屋外広告物等講習会(以下「講習会」という。)を開催するので、福井県屋外広告物条例施行規則(昭和39年福井県規則第54号。以下「規則」という。)第31条第2項</p>	
<p>の規定により、次のとおり公示する。</p> <p>令和元年8月2日</p> <p>福井県知事 杉本 達治</p> <p>1 講習会の日時および場所</p> <p>(1) 日時</p> <p>令和元年9月24日(火)の午前10時から午後5時までおよび同月25日(水)の午前9時30分から午後3時30分まで(受付時間は、24日は午前9時30分、25日は午前9時15分から)</p> <p>(2) 場所</p> <p>福井市文京6丁目8-18 福井市研修センター 研修室201</p> <p>2 対象者</p> <p>屋外広告物の経営者および従事者、屋外広告物を営もうとする者ならびに屋外広告物の管理者および管理者になろうとする者</p> <p>3 定員</p> <p>50名</p> <p>4 講習課程</p> <p>(1) 屋外広告物等関係法令</p> <p>(2) 屋外広告物の表示方法</p> <p>(3) 屋外広告物を掲出する物件の設置方法</p> <p>5 規則第32条第2項の規定に基づく講習課程の一部免除</p> <p>次の各号のいずれかに該当する者については、4の講習課程のうち(3)屋外広告物を掲出する物件の設置方法を免除する。</p> <p>(1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士</p> <p>(2) 電気工事士法(昭和35年法律第139号)第2条第4項に規定する電気工事士</p> <p>(3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第44条第1項第1号から第3号までに掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者</p>	

(4) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第28条第2項に規定する職業訓練指導員免許(免許職種が帆布製品科であるものに限る。)を有する者または同法第22条(第26条の2において準用する場合を含む。)の修了証書(訓練科が帆布製品製造科であるものに限る。)の交付を受けた者

6 申込方法

屋外広告物等講習会受講申込書に必要事項を記入し、福井県証紙(3,500円に相当するもの)を貼り付け、郵送すること。

7 申込書の受付期間

令和元年8月2日(金)から同年9月10日(火)まで(同日までの消印のあるもの)に限り、受け付ける。なお、定員になり次第受け付けを締め切る。)。

8 申込書の配布場所

福井県土木部都市計画課および福井県内の市町の屋外広告物担当課

9 講習会に関する問合せ先および受講申込書の送付先

〒910-8580
福井市大手3丁目17番1号
福井県土木部都市計画課
電話 0776-20-0497

正

誤

令和元年7月16日福井県公告(土地改良区の役員就任)

ページ	段	行	誤	正
6	3	21~23	監事 山本 和仁 “ 齋藤 弘一 “ 石田 幸雄	“ 山本 和仁 “ 齋藤 弘一 “ 石田 幸雄 “ 山本 秀樹
			鯖江市水落町3-1-15 鯖江市舟津町4-11-14 鯖江市日の出町14-20	鯖江市水落町3-1-15 鯖江市舟津町4-11-14 鯖江市日の出町14-20 鯖江市水落町2-12-11

令和元年八月二日印
令和元年八月二日発

刷行

発行人 一九一〇一八五八〇
印刷人 一九一〇〇〇一七

福井県福井市大手三丁目十七番一號 福井県
福井県福井市文京二丁目十九一二十 高桑印刷(株)

☎六三三三番